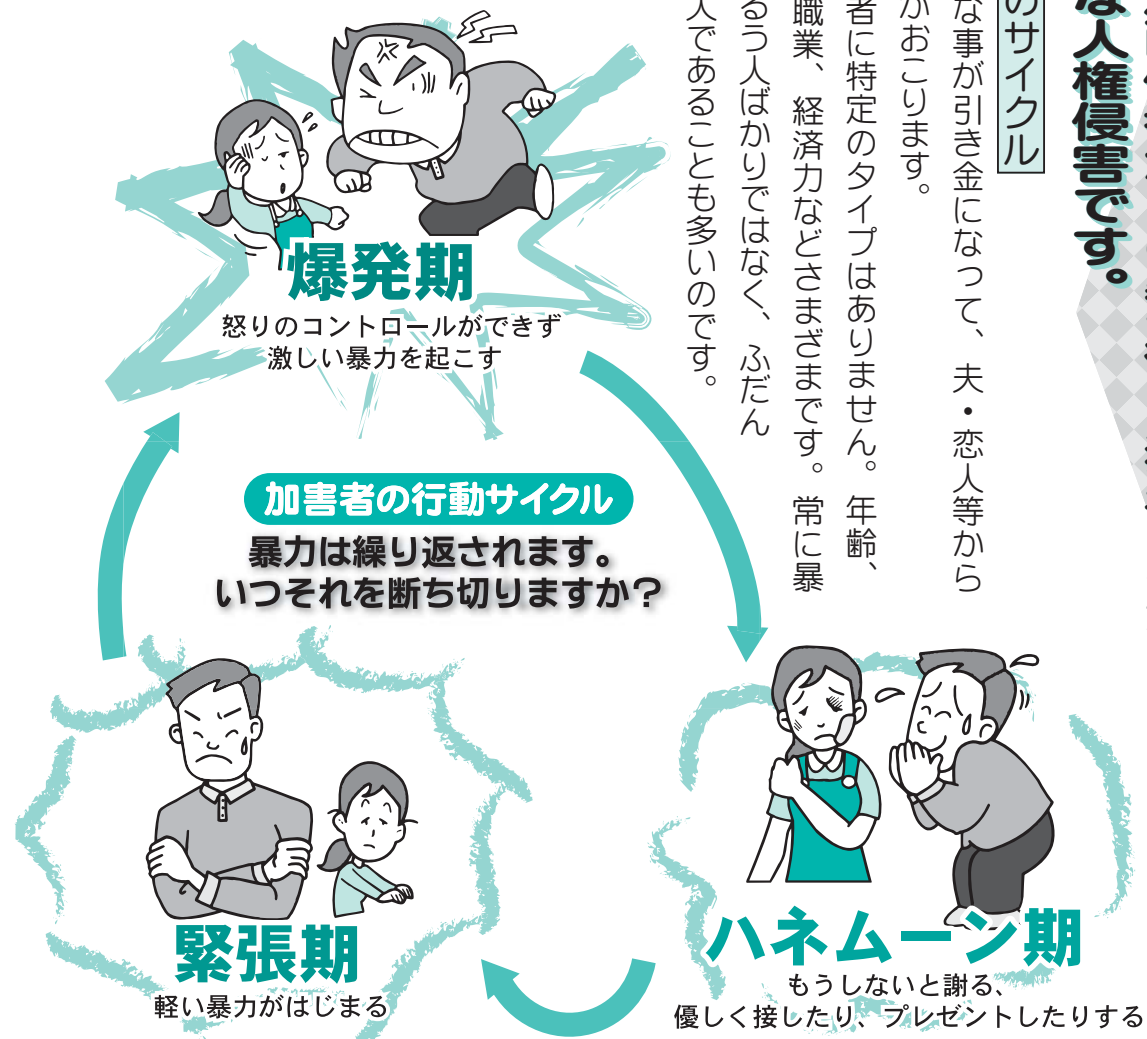


11月は家庭における暴力・児童虐待 防止月間です

**DV（配偶者からの暴力）は犯罪にもなる
重大な人権侵害です。**

DVのサイクル

小さな事が引き金になって、夫・恋人等からの暴力がおこります。
加害者に特定のタイプはありません。年齢、学歴、職業、経済力などさまざまです。常に暴力をふるう人ばかりではなく、ふだん優しい人であることも多いのです。



虐待は子どもに対する重大な権利侵害です

主な児童虐待の種類

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるのです。
子どもを虐待から守りましょう。

身体的虐待

なぐる、ける、やる、やむべを責めさせる、おぼれさせる等

性的虐待

性的行為の強制、性器や性交を見せる等

ネグレクト(保護者の怠慢・拒否)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする等

心理的虐待

脅迫、無視、きよつだい間の差別的扱い等



※写真はイメージです。

子どもを虐待から守るための5か条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
(通告)
(通告は義務≠権利)



2. 「いつかのしもし」は言い訳
(子どもの立場で判断)

3. 一人で抱え込まない
(あなたにできることから即実行)

4. 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)



5. 虐待はあなたの周りでもおこっている
(特別な「ごっこ」はない)



家庭における暴力を未然に防ごう

女性の人権ホットライン

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員会連合会では、11月13日から11月19日までの1週間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として設定しています。
夫やパートナーからの暴力や、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為をはじめ、日常生活での悩みがありましたら、お気軽にお電話ください。
相談は無料で、秘密は厳守されます。

期間

11月13日(月)～19日(日) 8時30分～19時30分

土曜日・日曜日は10時～17時

女性の人権ホットライン

0570-070-810

児童女性相談専用ダイヤル

市では、児童・女性に関する相談を行っています。
相談は無料ですので、お気軽にご相談下さい。

健康福祉部健康福祉総務課

(児童女性相談専用ダイヤル)

☎0854-40-1046

月～金曜日 8時30分～17時



定期巡回児童相談のお知らせ

お気軽にご相談ください。

日時・場所

11月22日(水) 10時～16時

大東健康福祉センター

受付時間は10時～15時

【申し込み先】

出雲児童相談所

☎0853-21-0007

雲南市健康福祉総務課

☎0854-40-1046

SPコードとは音声読み上げ用のバーコードです。このコードを専用装置で読み取ることによって、記録されている情報を音声に変換することができます。

